

平成31年2月8日

障害福祉担当部

平成31年度医療的ケアを必要とする障害児への支援について

医療的ケアを要する障害児への支援の拡充などにより、障害のある方とその家族を支える環境の整備等に取り組みます。

1 【新規】相談支援事業者の育成支援（障害福祉担当部障害施策推進課）

医療的ケアが必要な障害児の在宅移行に伴う障害福祉サービス利用に対応するため、支援の入口となる相談支援事業者の育成支援を行う。

区内の相談支援事業所 平成30年度：2か所 平成31年度：3か所

2 【新規】通所施設への助成（障害福祉担当部障害者地域生活課）

医療的ケア児の通所施設の確保と安定的運営を図るため、重症心身障害児通所施設及び、医療的ケア児を受け入れている障害児通所施設への補助を行う。（重症心身障害児通所事業運営支援対象の児童発達支援施設は除く）

平成31年度予定：6施設

3 【拡充】区立保育園での医療的ケア児の受入れ（保育担当部保育課）

区立保育園で平成30年度より実施している、集団保育における医療的ケア児の受入れ施設を拡充し、医療的ケア児とその家族の地域生活支援の向上を図る。

平成30年度：1園（松沢保育園）1名 平成31年度：3園（松沢・豪徳寺・希望丘保育園）3名

4 【拡充】区立小・中学校における看護師の試行配置（教育政策部教育相談・特別支援教育課）

区立小・中学校に在籍している医療的ケア児を対象に、試行的に看護師を配置・運用しながら具体的課題を多角的に検証・検討し、医療的ケア児への支援に関する施策に反映させる。

<別紙資料> 医療的ケアを必要とする障害児（者）への支援